

奥多摩町小口事業資金融資制度

*ご相談・申し込みは下記へ
奥多摩町役場 観光産業課 Tel 83-2295
青梅商工会議所 奥多摩支所 (火・木のみ)

融資の条件等 制度内容	融 資 の 対 象 者	資 金 使 途	貸 付 限度額	利 率 (年利)			融 資 期 間 返 済 方 法	保 証
				利率	利子 補給	本人 負担		
開業 資金	町内に住所、もしくは主たる 事業所を有し、かつ町内にお いて開業し1年未満同一事業 を営み、市町村税(転入者につ いては前居住区の市町村税) を滞納していない者。	運転資金 商品・材料仕入・ 買掛金・手形決済 諸経費の支払い等	500万 円	令和7年度 4月期利率 (2.05%) +0.3%	1.50 %	0.85 %	7年以内 (据え置6か月含む) 月賦均等償還	1人以上の連帯保証人または 担保、あるいは信用保証協会の 保証があること。
		設備資金 工場・店舗の増改築 ・機械類の購入、設 備の設置改善(未着 手の設備に限る)		2.35 %			9年以内 (据え置き12か月含む) 月賦均等償還	

【申込人の資格】

- ①町内に住所、もしくは主たる事業所を有し、かつ町内において開業し1年未満同一事業を営み、市町村税(転入者については前居住地区の市町村税)を滞納していない者。
- ②町議会議員の選挙権を有すること。(法人は除く)
- ③市町村税が年額 1,000円以上の納税者で、すでに納期を経過した分のすべての市町村税を完納していること。
- ④確実な1人以上の連帯保証人(法人の場合は代表者の他に1名以上)または担保あるいは信用保証協会の保証があること。
- ⑤従業員数が20人以下(ただし、商業・サービス業(旅館・宿泊業は除く)は5人以下)の事業者。

【連帯保証人の資格】

- ①一定の職業を有し、申込人と同居していない独立の生計を営んでいる世帯主で、町内に3年以上引き続き居住していること。
- ②町議会議員の選挙権を有すること。
- ③町税が年額 5,000円以上の納税義務者で、すでに納期を経過した分のすべての町税を滞納していないこと。
- ④この融資につき他に保証していないこと。
- ⑤上記に関わらず町長が特に認めた者。

【申込に必要な書類】

- ①融資申込書(所定用紙)
- ②事業計画書(所定のもの)見積書・図面
カタログなど
- ③最近の決算書及び確定申告書控
(1期分)
- ④住民票
- ⑤最近の試算表(決算後6ヶ月以上経過の法人のみ)
- ⑥登記簿謄本(3ヶ月以内のもの、法人のみ)
- ⑦申込者の市町村税の納税証明書
(町民税・固定資産税・軽自動車税)
*法人の場合は法人と代表取締役の
両方の納税証明書が必要。
*保証人付きで申し込む場合は保証
人の納税証明書も必要
(納税証明書は全て役場庁舎・古里出張所
にてとれます。)

【その他】

- ①信用保証料については町から1/2の補助があります。
(所定用紙で申請してください。)
- ②融資の限度については貸付
限度額の範囲内において、
再度融資の申込みをすることが
できます。
- ③利子補給率が1.6%以下の場合
は、本人負担を0.1%を最下限とし、
利子補給率は利率から0.1%引いた補給率と
します。

令和7年4月10日現在